

# 化学兵器禁止法の施行状況と 最近の動向

令和2年1月  
経済産業省製造産業局  
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

# 化学兵器禁止法の施行状況

- 1997年に発効した「化学兵器禁止条約（CWC）」の柱の一つである、化学兵器不拡散のための産業検証制度及びその国内実施法の「化学兵器禁止法」に基づき、特定の化学物質を製造する事業所の情報や対象物質の輸出入の状況を化学兵器禁止機関（OPCW、ハーグ）に申告。
- OPCWは申告内容を査察により検証しており、日本は年20回程度を受け入れている。査察は、OPCWの査察官が実際に事業所を訪問して行われ、経済産業省本省・経産局及び（独）製品評価技術基盤機構（NITE）が検査に立ち会い、その円滑な遂行に協力しているが、受入れの度に、事前準備を含めおおむね2週間を要している。
- また、**2019年11月のCWC締約国会合にて、規制物質を追加することが決定**。今後、**化学兵器禁止法施行令を改正し、特定物質として規制**する予定。

## <CWC施行に向けた我が国の取り組み>

- ◆ 日本は、OPCWに対し全締約国中第3位の分担金(約580万ユーロ：2019年)を提供
- ◆ 当省はこれまで、化学物質のデータベース構築等の協力、途上国（主にアジア）の条約実施のためのキャピタル等を支援。引き続き、実施効果等を見極めつつ協力・支援を展開
- ◆ 近年は、我が国化学産業の査察負担の軽減を目指して、OPCWに対し、効率的・効果的な査察の実現を含めた産業検証制度の見直しの必要性を提起
- ◆ 施行令の改正に向け、関係者への周知を含め準備を実施予定



OPCWによる検査の様子

# 化学兵器禁止法の概要

- 条約に規定する表剤及び識別可能な有機化学物質（DOC）の製造等を行う事業所等は、製造等の実績を届出・申告。
- 検証閾値を超えて製造等を行う事業所等は、国際機関による査察を受ける。

<p>条約上の義務</p> <p>《軍事活動》 遺棄・老朽化学兵器廃棄</p>	<p>国内関係行政機関</p> <p>内閣府、外務省等</p>			
<p>《産業活動》</p>	<p>経済産業省</p> <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）</p> <p>窓口：化学兵器・麻薬原料等規制対策室</p>			
	<p>表1剤 (特定物質)</p>	<p>表2剤 (第1種指定物質)</p>	<p>表3剤 (第2種指定物質)</p>	<p>有機化学物質・特定有機化学物質</p>
<p>(1) 表1剤総量規制</p>	<p>・製造・使用許可 ・立入検査</p>			
<p>(2) 産業検証制度 ・対象物質生産施設等の申告</p>	<p>・製造・使用実績届出</p>	<p>・製造等・使用予定・実績届出</p>	<p>・製造予定・実績届出</p>	<p>・製造実績届出</p>
<p>・申告に基づく国際機関による査察</p>	<p>・製造等・使用者は国際査察を受け入れ (検証しきい値を超える事業所等)</p>		<p>・製造者は国際査察を受け入れ</p>	<p>・製造者は国際査察を受け入れ</p>
<p>(3) 貿易規制 ・輸出入量の申告</p>	<p>・輸出入実績届出</p>			
<p>・非締約国との表剤輸出規制</p>	<p>・輸出許可 ・輸入承認 (対全地域)</p>	<p>・輸出許可 ・輸入承認 (対非締約国)</p>	<p>・輸出許可</p>	<p>AG 独自規制 窓口：安全保障貿易審査課</p>
	<p>外国為替及び外国貿易法</p>			